



今年も残すところあとわずかになりました。東京都心では、54年ぶりの11月の降雪となり、まさに冬到来です。街や通りの木々も、イルミネーションに彩られ、気分はクリスマスですね。そこで、クリスマスにちなんだ雑学を一つ。“白いあごひげに真っ赤な衣装の陽気なサンタ”今でこそおなじみのその姿、実は画家ハドン・サンドブロムがコカ・コーラ社のクリスマスキャンペーン用に描いた絵がきっかけになっているそうです。諸説あるようですが…。今年のクリスマスは三連休でうれしいはずが、予定がなく怯えている人もいますか。経営者の方々は、特に多忙を極める時期で、忘年会は社内だけではなく、得意先、業界団体等々、酒席が続き、年末の挨拶回りもあり、体力勝負ではないでしょうか。お忙しい毎日とは存じますが、どうか、ご自愛下さいませ。

医療費控除とセルフメディケーション税制

セルフメディケーションはWHOにおいて「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。

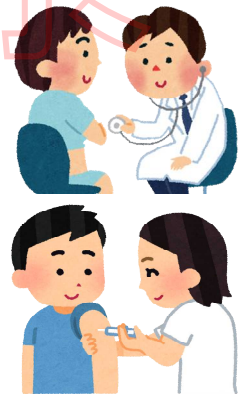
セルフメディケーション税制は、来年1月から医療費控除との **選択制** で施行される予定ですので、医療費が年間10万円を超えなくても利用できる可能性があります。

医療費控除は、“足切り基準”があるので、医療費が10万円を超えない場合（所得金額200万円未満では「所得×5%」なので所得金額100万円でも医療費が5万円を超えない場合）は適用対象外となってしまいます。

これに対し、**セルフメディケーション税制**では、自己服薬推進のため健康の維持増進及び疾病の予防への取組として **一定の取組** を行う個人が市販のスイッチOTC医薬品を **年間1万2千円超** 購入した場合、超える部分の金額については **8万8千円を限度** に所得控除が可能となります。しかも、医療費控除と同様に、自己と生計一親族の費用分まで含まれるので、毎月1千円超を購入するケースは適用対象となるかと思われます。

一定の取組（医師の関与があるものに限る）と具体的な証明書類は下表の通りです。

①健康診査	保険者に関する記載がある健康診査の結果通知表（写し可）
②予防接種	予防接種にかかる領収書（原本）又は予防接種済証
③定期健康診断	「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）の名称」の記載がある定期健康診断にかかる結果通知表（写し可）
④特定健康診査（メタボ健診）	「特定健康診査」という名称又は「保険者名」の記載がある特定健康診査にかかる領収書（原本）又は結果通知書（写し可）
⑤がん検診	がん検診にかかる領収書（原本）又は結果通知書（写し可）



特例の適用に当たっては、上記①～⑤のいずれかに該当すればよく、**確定申告書の提出**とともに、**一定の取組**を行ったことを明らかにする書類（例えば、予防接種の領収書）を添付又は提示すればよいことになっています。例えば、インフルエンザの予防接種の領収書を証明書として、頭痛薬でおなじみの「バファリンEX」や風邪薬の「パブロンS」その他、目薬や軟膏、湿布薬などの購入も該当します。

この対象となるOTC医薬品（約1,500品目）は厚生労働省のHPで掲載しているほか、一部の製品については関係団体による自主的な取組により、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

また、必要事項を記載したレシート等（証明書類）が必要で、記載項目は次の通りです。



- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日



【消費税率の引上げ時期を延期】

平成 29 年 4 月 1 日に 8%の軽減税率を導入することが定められていましたが、**2 年半再延期**することが 11 月 18 日に決定しました。

◎消費税率 10%への引上げ時期

平成 29 年 4 月 1 日→変更後 **平成 31 年 10 月 1 日**

【暦年贈与サポートサービスと連年贈与】

相続税の基礎控除額の引き下げにより、生前贈与に関連した商品が注目されています。その一つが「暦年贈与サポートサービス」です。

「暦年贈与サポートサービス」とは、贈与者と受贈者間で贈与を行う際に必要な手続を銀行等が補助するものです。

①贈与の都度、銀行等が贈与者と受贈者間で贈与に関する双方合意がある旨を確認し、②「贈与契約書」を作成して贈与者の口座から受贈者の口座へ贈与資金を振り込む等、一定の手続を踏んだ上で契約期間の各年に贈与を行った場合には、各年の贈与契約の効力が発生したときにその年の贈与金額に対して贈与税が課されます。相続税の基礎控除額は「3,000 万円+600 万円×法定相続人」で計算するため、両親と子供 2 人の家庭で、両親のいずれかが亡くなり相続が発生した場合、基礎控除額 3,000 万円+600 万円×3 人で 4,800 万円となります。法定相続人が少ない場合、都内に持家のある方は、相続税が発生する可能性がかなり高くなります。決してお金持ちの家庭の話だけではなく、一般家庭にも影響が考えられます。

相続予定額が、基礎控除額を超えている場合には、相続税の試算や対策の検討をしてみるのも良いかと思えます。



»»»その際は、弊所までお気軽にご相談ください。

近年、国税庁がいわゆる“タワーマンション節税”に目を光らせています。

一般にマンションは高層階の部屋ほど市場価格は高くなりますが、相続税評価においては、建物と敷地の価額を持分の割合で按分して計算するだけで、市場価格に影響する階層等の要素

は考慮されないため、

市場価格と相続税評価



にかい離が生じやすくなります。

一般論として「明らかに課税が公平でない特別な事情があれば、合理的な評価をすることがあり得る」としており、「著しく不相当」と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価します。

現状では、タワーマンションの評価を巡る法律・改正の見通しは不透明なため、潜在的なリスクとして認識しておきたいですね。



12月の運勢

<p>おひつじ座 今月の出費は例年より多めですが、未来への金脈と考へて、気持ちと体もオフにすることも大切に。</p>	<p>おうし座 人間関係を見直すよい時期かもしれません。年末年始はハッピーに過ごせそう。</p>	<p>ふたご座 一度決めたことは最後まで、成功を手に入れられるでしょう。</p>	<p>かに座 環境の変化についていけない運気なので、慣れている得意なことを中心にしてみると良いでしょう。</p>	<p>しし座 対人運が良いので意見や考え方の合う人との出会いがありそうです。</p>	<p>おとめ座 金運や仕事運、財運などがアップの予感。自然体で良い人のオーラを出してみよう。</p>
<p>てんびん座 アートな分野で、収穫あり。興味のある場所に出かけてセンスアップを目指して。</p>	<p>さそり座 一度失敗したことにチャレンジしてみよう。うまくいかなくても。</p>	<p>いて座 何をしてもうまくいく運気なので、苦手意識のあるものを克服するチャンスです。</p>	<p>やぎ座 初めてのことに挑戦するのは向かない時期です。新しい年の計画を立てておきましょう。</p>	<p>みずがめ座 思いついたことを言葉にしてみよう。何気ない一言が誰かを助けそうです。</p>	<p>うお座 運気が上昇、どこに行っても大歓迎されます。気持ちの向くものに、積極的にすることがお勧めです。</p>

☆HPのお知らせ☆ 【弊所HP】 <http://www.uk-g.co.jp/>
ホームページにスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等を掲載しております。ぜひご覧ください♪



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階
TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458
E-mail ukz@uk-g.co.jp URL <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお待ちしております。